

令和4年 5月23日から当面の間
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

大阪府の要請

令和4年 5月19日
大阪府料理業生活衛生同業組合

飲食店等への要請(第24条第9項に基づく)

対 象 施 設

- 【飲食店】**
飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 【遊興施設】**
キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- 【結婚式場等】**
飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内
(5人以上の入店案内は控えること)
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

①府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設において療養すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること
- 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※の徹底 ※疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること

食 第 1 3 8 0 号

令和 4 年 5 月 1 8 日

大阪府料理業生活衛生同業組合 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、1日当たり新規陽性者数は依然、第5波のピークを上回る3000人を超過した傾向が続いており、感染は十分に抑制されていません。また、病床使用率は20%弱で推移していますが、感染が拡大に転じれば医療提供体制がひっ迫し始めるものと考えられることから、今後も引き続き、感染予防対策の取組みの継続が必要です。

このような状況を踏まえ、本日、第76回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、5月23日から当面の間の府民等への要請等を決定いたしましたので、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体（社）内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

別添資料1 府民等への要請

（ご参考）

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/76kaigi.html

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

生活衛生室食の安全推進課

門脇・高橋（内線 2561）

上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・新井・細谷（内線 4947、4955）